

小型二輪OSS はじまります！

令和7年4月から、二輪の小型自動車※1の 新車新規検査・継続検査がOSSの対象手続となります。

※1 道路運送車両法に基づく、総排気量250cc超、定格出力1.0kW超、幅1.3m超、高さ2.0m超、長さ2.5m超の二輪の小型自動車対象です。



窓口訪問が不要！

手続のために、各行政機関を訪れる必要がありません。ただし、運輸支局の窓口等で「車検証等」を受け取る必要があります。



24時間365日申請可！

24時間365日いつでもどこからでも申請できます。



キャッシュレス対応！

インターネットバンキング等のキャッシュレス納付を利用できます。

小型二輪OSSの導入に合わせて、二輪の小型自動車の
継続検査に必要な紙の納税証明書の提示が原則不要になります。 ※2

※2 OSS申請だけでなく、窓口申請時も対象になります。

なお、軽自動車税の納付確認ができない場合は、従前通り紙の納税証明書の提示が必要になります。